葵区版

令和８年 11 月現在

静　岡　市

おくやみガイド

～この度は心よりおくやみ申し上げます～

静岡市では、死亡届を提出された後の各種行政手続きについて、区役所おくやみ窓口にてご案内しております。下記窓口へお越しください。（どの区役所でもご案内可能です。）

葵区役所	駿河区役所	清水区役所
１階　５番窓口	２階　29 番窓口	１階　６番窓口
Tel：054-221-1119	Tel：054-287-8612	Tel：054-354-2141
【受付時間】08:45～12:00、13:00～16:45 お手続きにかかる時間は１～２時間程度です。時間に余裕を持ってお越しください。 （09:00～11:30、13:00～16:00 の間の来庁にご協力ください。）		

おくやみ窓口の利用について、事前にご予約されるとスムーズにお手続きできます。
インターネットからご予約可能です。下記の二次元コードからご予約ください。

葵区はこちら

駿河区はこちら

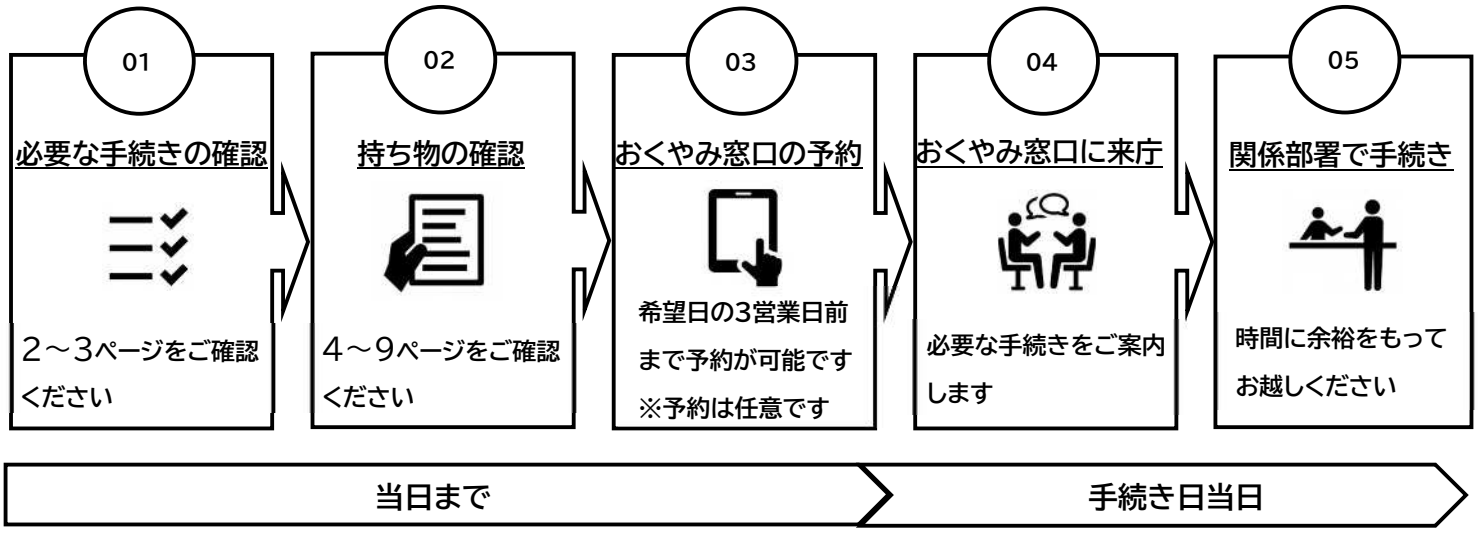
清水区はこちら

※予約なしでも利用可能ですが、混雑時は１時間以上お待ちいただく場合がございます。

目　次

おくやみ手続きの代表的な持ち物・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
おくやみ手続きチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2～3
おくやみ手続きの概要と申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4～9
おくやみワンストップサービスについて・・・・・・・・・・・・・・P.10
相続人になれる人とその順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.11
市(区)役所以外の主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.13

おくやみ手続きの基本的な流れ



Q1. 手続きは、死亡届提出後すぐにしなければいけませんか？

A1. お手続きは急ぎません。ご葬儀等が終わり、お時間に余裕ができたところでお越しください。

Q2. 必要な手続きが自分では分かりません。何も分からないまま行ってもいいですか？

A2. 問題ありません。1ページに代表的な持ち物を記載していますので、ご確認ください。

Q3. 住んでいる区とは違う区のおくやみ窓口に行ってもいいですか？

A3. 問題ありません。居住区に関係なく、どこの区役所のおくやみ窓口でもご案内が可能です。

代表的な持ち物

●●ご遺族の方のもの●●

□ **お越しいただく方の本人確認書類(顔写真の有無によって1点又は2点ご用意ください)**

・顔写真付き(1点):運転免許証、マイナンバーカード、パスポート　等

・顔写真なし(2点):国民健康保険資格確認書、介護保険証、年金手帳　等

□ **預金通帳またはキャッシュカード[相続人代表者・喪主のもの各1冊(同じ場合は1冊)]**

□ **ご葬儀の領収書　・訃報　・会葬礼状　のいずれか1点**

※亡くなられた方が後期高齢者医療保険または静岡市国民健康保険に加入していた場合のみ

◆◆亡くなられた方のもの(用意できる範囲で構いません)◆◆

チェックリスト(2～3ページ)をもとに、4～9ページの持ち物欄をご確認いただき、該当する持ち物があればお持ちください(亡くなられた方の状況により持ち物が異なります)。以下は、代表的な持ち物になります。

□ **国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書　等**

□ **亡くなられた方が世帯主だった場合**で
国民健康保険加入者が同じ世帯にいる場合は、**加入者全員の資格確認書　等**

□ **各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)**

□ **特定医療(指定難病)受給者証**

□ **介護保険被保険者証**

□ **身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費助成金受給者証**

□ **年金証書・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの**

□ **上記以外で、市(区)役所から交付された証書等**

➢　相続人代表者とは？

亡くなられた方に関する健康保険や介護保険、税金等の市役所からの通知を、本人に代わって受け取っていただく方になります。相続人代表者になれる方は 11 ページのとおりです。

➢　相続を放棄する場合は？

家庭裁判所に申し立てが必要です。お手続き後、裁判所から届く「相続放棄申述受理通知書」のコピーをおくやみ窓口に提出してください。

※家庭裁判所に申し立てをする前であっても、おくやみ手続きをすることは可能です。
その場合は、今後相続を放棄する予定がある旨を窓口の職員にお伝えください。

おくやみ手続きチェックリスト

下記のチェックリストを利用して、必要なお手続きや持ち物のご確認にご利用ください。
手続きの概要や申請方法は、該当ページをご参照ください。

亡くなられた方の氏名と年齢【　　（満　　歳）】			静岡庁舎でできる手続き	手続きをする課	参照ページ	処理確認
届・火葬	死亡届	□	○	静岡庁舎新館1階 戸籍住民課	4ページ	
	斎場の火葬予約	□				
	戸籍の請求（届出から1～2週間後）	□				
医療保険	国民健康保険の加入者または加入者がいる世帯主でしたか	□	○	静岡庁舎新館1階 保険年金課	4ページ	
	後期高齢者医療保険の加入者でしたか	□				
年金	国民年金のみに加入していましたか ※厚生・共済年金に一度でも加入した場合の手続きは年金事務所になります。	□				
介護	介護保険被保険者証をお持ちでしたか	□	○	静岡庁舎新館2階 高齢介護課	4ページ	
市税	市・県民税を納付していましたか	□	○	静岡庁舎新館2階 市民税課	7ページ	
	125cc以下のバイクをお持ちでしたか	□				
	市内に固定資産（土地・建物）をお持ちでしたか	□		静岡庁舎新館2階 固定資産税課		
	市税の口座振替の指定口座名義人でしたか	□		静岡庁舎新館3階 納税課		
障がい	身体障害者手帳をお持ちでしたか	□	○	静岡庁舎新館2階 障害者支援課	5ページ	
	療育手帳をお持ちでしたか	□				
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	□				
	自立支援医療（精神通院）を利用していましたか	□				
	重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちでしたか	□				
	特別児童扶養手当などの各種手当を受給していましたか	□				
	心身障害者扶養共済制度に加入していましたか	□				
	障害者福祉サービスを受けていましたか	□				
水道	水道、下水道の使用名義人でしたか	□	○	静岡庁舎新館2階 お客様サービス課	7ページ	
	井戸水を公共下水道に排水している世帯でしたか	□				

※次頁に続く

亡くなられた方に当てはまるものに チェック(レ点)をしてください。			静岡庁舎でできる手続き	手続きをする課	参照ページ	処理確認
子育て	児童手当を受給していましたか	□	○	静岡庁舎新館2階 子育て支援課	6ページ	
	20歳未満の児童の親でしたか	□				
	子ども医療費受給者証の対象児童でしたか	□				
	児童扶養手当の受給資格者(対象児童)でしたか	□				
	ひとり親家庭等医療費助成金の 受給者(対象児童)でしたか	□				
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の 借受人等でしたか	□				
	こども園、保育園、幼稚園等に通園していた 児童(父母及び同居家族)でしたか	□				
保健所	被爆者健康手帳を持っていましたか	□	×	保健所 保健所総務課	9ページ	
	特定医療(指定難病)受給者でしたか	□				
	小児慢性特定疾病医療受給者でしたか	□				
	自立支援医療(育成医療)受給者でしたか	□				
	養育医療受給者でしたか	□				
住宅	市営住宅にお住まいでしたか	□	○	静岡庁舎新館3階 静岡市まちづくり公社	8ページ	
飼犬	犬を飼っていましたか	□	×	動物愛護センター	9ページ	
その他	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく 特別弔慰金等を受給していましたか	□	○	静岡庁舎新館15階 市民自治推進課	9ページ	
	戦傷病者手帳を持っていましたか	□				
図書	図書館カードを持っていましたか	□	×	市立図書館各館	9ページ	
静岡庁舎他	し尿くみ取りをしていましたか	□	○	静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	8ページ	
	愛宕、沓谷、沼上霊園の利用者(名義人)でしたか	□	○	静岡庁舎新館15階 戸籍管理課	8ページ	
	市営納骨堂の利用者でしたか	□				
	森林の土地の所有者でしたか	□	○	静岡庁舎新館13階 森林経営管理課	8ページ	
	森林の土地の相続がありますか	□				
	農業者年金の受給者でしたか	□	×	葵消防署6階 農業委員会事務局	9ページ	
	農地の相続がありますか	□				

※すべての手続きがチェックリストに記載されているわけではありません。

おくやみ手続きの概要と申請方法

窓口	戸籍住民課（1階）	054-221-1061
⑮	死亡届と火葬予約	【備　考】 ●死亡の事実を知った日を含め7日以内(国外で死亡の時は3か月以内)に提出してください。 （時間外や休日は、青葉通り側入口、右側1階の警備員室で受付します。） ●火葬許可証、斎場利用許可証を交付します。 ●市内の静岡斎場、清水斎場、庵原斎場をご利用いただけます。(全ての方に斎場使用料が掛かります。) ●市外で死亡し、静岡市で火葬を希望する場合や、他市で火葬を希望する場合などは戸籍住民課の埋火葬担当にお問い合わせください。 ●亡くなった方の配偶者が外国籍の方の場合には、別途地方出入国在留管理局へ届出の必要がある場合がありますのでご確認ください。(名古屋出入国在留管理局静岡出張所　054-653-5571)
		【持ち物】 □　死亡届(死亡時に病院等が交付)

窓口	保険年金課(1階)	保険第1・第2係　054-221-1070 国民年金係　054-221-1065
⑤	国民健康保険に加入している世帯の世帯主が死亡した場合 国民健康保険に加入している人が死亡した場合 後期高齢者医療制度に加入している人が死亡した場合	【届出人】　相続人代表者または親族 【持ち物】 □　届出人の本人確認書類 ・写真付きのもの(下記から1点) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など ・写真のないもの(下記から2点) 健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳(基礎年金番号通知書)など □　個人番号(マイナンバー)がわかるもの[マイナンバーカード等] □　預金通帳[相続人代表・喪主(同じ場合は1冊)、年金請求者(区役所で請求できる方)] □　葬祭費の請求に必要なもの ・ご葬儀の領収書・訃報・会葬礼状のいずれか1点 □　国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書(お持ちの方) □　亡くなられた方が世帯主だった場合で、国民健康保険加入者が同じ世帯にいる場合は、加入者全員の資格確認書(お持ちの方) □　各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証) □　特定医療(指定難病)受給者証 □　介護保険被保険者証 □　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費助成金受給者証 □　上記以外で、市(区)役所から交付された証書等 □　年金証書・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの(国民年金のみの場合) ※紛失やご不明な点のご相談は、おくやみ窓口にお問合せください。
⑥	国民年金のみに加入していた方が死亡した場合	○未支給年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金などの請求 (旧法の国民年金受給者や3号被保険者期間のある受給者を除く) ※請求に必要な持ち物や提出物は各手続により異なりますので、書類をご用意いただく前に国民年金係までお問い合わせください。 ※年金生活者支援給付金を受給していた場合、未支払い分の請求も同時にできます。
厚生年金、共済年金に加入していた場合は、区役所ではお手続きできません。		【厚生年金】○未支給年金・遺族厚生年金などの請求 「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)にお問い合わせ後、 「予約受付専用電話」(0570-05-4890)で予約をしてからの手続きになります。 ※お問い合わせの際は、死亡した方の基礎年金番号が必要です。なお不明な方は、静岡年金事務所（054－203－3707)へお問い合わせください。
		【共済年金】各共済組合にお問い合わせください。

窓口	高齢介護課(2階)	介護保険第1、第2係　054-221-1180
⑩	介護保険被保険者証を持っている方が死亡した場合	【届出人】 家族親族等 【持ち物】 □　介護保険被保険者証(窓口にお持ちいただかなくても手続きできます) □　負担割合証・負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(お持ちの方のみ) □　相続人の預貯金通帳
⑪	外国人高齢者福祉手当を受けている人が死亡した場合	手続きが必要ですので、【高齢者福祉課　高齢者支援係　054－221－1201】へご連絡ください。

窓口	障害者支援課（2階）	6 番窓口 054-221-1099 7・8番窓口 054-221-1589
⑥	身体障害者手帳をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 身体障害者手帳 □ タクシー券（支給を受けている場合） □ 紙おむつ券（支給を受けている場合）
	療育手帳をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 療育手帳 □ タクシー券（支給を受けている場合） □ 紙おむつ券（支給を受けている場合）
	福祉電話を使用している方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 電話機がレンタルの場合は電話機
	特別児童扶養手当 重度心身障害児扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受けている方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 相続人の口座がわかるもの
	重度心身障害者医療費助成金受給者証（身体・知的）をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 受給者証（精神障害者分は除く） □ 相続人の口座のわかるもの □ 受給者と相続人の関係がわかるもの（戸籍全部事項証明書等）
	心身障害者扶養共済制度に加入している方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 加入証書 □ 死亡診断書 ※その他の持ち物については、個別に確認が必要となりますので、障害者支援課支援係へお問合せください。
⑦	障害福祉サービスを受けている方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族またはその依頼を受けた方
		【持ち物】 □ 障害福祉サービス受給者証
⑧	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 精神障害者保健福祉手帳
	自立支援医療（精神通院）を受けている方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 自立支援医療受給者証（精神通院）
	重度心身障害者医療費助成金受給者証（精神）をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族
		【持ち物】 □ 受給者証（精神障害者分に限る） □ 相続人の口座のわかるもの □ 受給者と相続人の関係がわかるもの（戸籍全部事項証明書等）

窓口	子育て支援課（2階）	給付係　054-221-1093 入園係　054-221-1095
④	児童手当の受給者が死亡した場合	【届出人】 子の親等（子の新しい監護養育者） 【持ち物】 □　新しい監護養育者名義の普通預金通帳 □　新しい監護養育者の加入医療保険情報が分かるもの □　高校生以下の子のうち最年長の子名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） □　窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等） 新しい監護養育者のマイナンバー確認に必要な書類 □　マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等 □　代理人が届出をする場合、新しい監護養育者が記載した委任状が必要になります。 （委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます）。 ※監護養育者の配偶者及び市外で別居の児童及び算定対象となる児童の兄姉（18歳以上 22 歳以下）もマイナンバーの記載が必要です。 ※その他状況により他の書類が必要となることもあります。 ※上記のものがなくても申請はできますので、まずはご相談ください。
	児童手当の対象児童が死亡した場合	【届出人】 受給者 【備　考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	児童手当の算定対象となる児童の兄姉が死亡した場合 （18 歳以上 22 歳以下）	【届出人】 受給者 【備　考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	児童扶養手当の受給者が死亡した場合	【届出人】 親族又は対象児童 【持ち物】 □　児童扶養手当証書 □　受給対象児童名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） ※支給停止の者は除く □　窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等） ※詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	児童扶養手当の受給対象児童が死亡した場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 □　児童扶養手当証書 ※詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	ひとり親家庭等医療費助成金の受給者又は対象児童が死亡した場合	【届出人】 受給者、親族又は対象児童 【持ち物】 □　ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 □　受給対象児童名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など） （受給者死亡の場合） □　窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等） ※詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人連帯借受人又は連帯保証人が死亡した場合	【届出人】 借受人、連帯借受人及び連帯保証人又は親族 【備　考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	夫が死亡して母子家庭となった場合、又は妻が死亡して父子家庭となった場合	※詳しくは、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	児童の両親が死亡した場合	※詳しくは、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	子ども医療費受給者証を持っている子どもが死亡した場合	「子ども医療費受給者証」を返却してください。（郵送可・代理人可） ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。
⑤	こども園・保育園等に通園（申込）している児童・父母・同居家族が死亡した場合	【届出人】 保護者 【持ち物】 □　支給認定証 【備　考】 ・園児が死亡した場合は退園届を、父母又は同居家族が死亡した場合は変更届をご提出ください。 支給認定証の返却又は変更が必要となります。 ・保護者以外の同居家族の場合を除きます。

窓口	市民税課（2階）	普通徴収第１係　054-221-1041 軽自・諸税係　054-221-1218
㉒	市民税・県民税の納税義務者が死亡した場合	【持ち物】 □ 納税通知書（ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの） □ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
		【備　考】 相続人代表者指定届を提出していただきます。普通徴収第１係にお問い合わせください。 下記申し込みフォームからもご提出いただけます。 https://logoform.jp/f/89mH4 ※届出内容に不明な点などがあった場合は、こちらからお電話させていただくことがございます。予めご了承ください。
㉔	原動機付自転車（125 ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が死亡し、市内の他の人に譲る場合（名義変更）	【持ち物】 □ ナンバープレート □ 標識交付証明書（残っている場合） □ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） □ 必要に応じて戸籍全部事項証明書等（死亡した人と相続人関係がわかるもの）
	原動機付自転車（125 ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が死亡し、廃棄処分する場合（廃車）	【持ち物】 □ ナンバープレート □ 標識交付証明書（残っている場合） □ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） □ 必要に応じて戸籍全部事項証明書等（死亡した人と相続人関係がわかるもの）
【その他】原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記にお願いします。 バイク（１２５ｃｃ超～）と普通自動車　静岡運輸支局検査登録担当　（050－5540－2050） 軽三輪・軽四輪車（６６０ｃｃまで）　軽自動車検査協会静岡事務所　（050－3816－1776）		

窓口	固定資産税課（2階）	土地第1係　054-221-1046 家屋第1係　054-221-1047
㉖	固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡した場合	【持ち物】 □ 納税通知書
		【備　考】 相続人代表者指定（変更）届、固定資産現所有者申告書を提出していただきます。 固定資産税課土地第1係・家屋第１係へお問い合わせください。 下記申し込みフォームからもご提出いただけます。 https://logoform.jp/f/NdJzu ※上記現所有者に関する申告に基づいた課税は、相続登記が完了するまでの間の暫定的な取扱いとなります。相続登記の申請が義務化されていますので、早期に相続登記の手続き（静岡地方法務局）をお願いします。
【その他】不動産（土地・建物）を管轄している法務局に相続登記の申請が必要です。詳しくは下記に直接お問い合わせください。 静岡県司法書士会　連絡先：０５４－２８９－３７０４　電話無料相談 月～金 14:00～16:00 静岡地方法務局　連絡先：０５４－２５４－３５５５　音声ガイダンス5番 静岡県土地家屋調査士会　連絡先：０５４－２８２－０９１０　土地の境界問題の相談無料・予約制		

納　税　課（3階）		納税推進係　054-221-1031
市税の口座振替の指定口座名義人が死亡した場合	【持ち物】 □ 納税通知書（ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの）	
	【備　考】 納税推進係にお問い合わせください。	

窓口	お客様サービス課（2階）	上下水道お客様ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ　054-251-1132
㉑	水道、下水道をご使用しなくなったとき、又は名義変更をするとき（★） 井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき（★）	【届出人】 家族又は親族（電話にてご連絡ください。） 【備　考】 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター　電話　054－251－1132】 受付時間　月曜～金曜（祝日・12/29～1/3 を除く）午前８時 30 分～午後７時 ※ただし、3・4 月は、土・日・祝日の午前８時 30 分～午後５時も受け付けます。
	口座振替納付をご利用する場合	【備　考】 金融機関の窓口でお申し込みください。 持ち物　□ お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等 □ 通帳 □ お届け印 ※静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でお申し込みも可能です。 持ち物　□ 対象金融機関のキャッシュカード □ 顔写真付きの身分証明書 □ 使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 ※下記金融機関はインターネットからもお申し込み可能です。 静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合 お申し込みはこちら→https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5947/1001.html

★：おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。詳細は 10 ページをご参照ください。

静岡市まちづくり公社(市営住宅)(3階)　054-221-1253

市営住宅の名義人が死亡した場合	3階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。
同居人が死亡した場合	異動届を提出してください。(用紙は3階静岡市まちづくり公社にあります。)
	【持ち物】 □　世帯全員が記載されている住民票で死亡の確認ができるもの(続柄・本籍記載)

住宅政策課(県営安倍口団地)(5階)

管理係　054-221-1132
収納係　054-221-1289

県営安倍口団地の名義人が死亡した場合	県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票を提出してください。 ※その他必要な手続きについては、静岡県住宅供給公社(054-255-4824)へお問い合わせください。	
	【届出人】	家族又は親族(電話でも可)
	【持ち物】	□　県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票
	【備　考】	・用紙は住宅政策課にあります。 ・県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票申込用 QR からもお申込みできます。

廃棄物対策課(13階)　浄化槽推進係　054-221-1264

浄化槽を廃止・休止する場合 浄化槽管理者(浄化槽を使用する世帯の世帯主)を変更する場合(★)	【届出人】家族(電話でも可)
し尿くみ取りを廃止する場合 し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合(★)	

森林経営管理課(13階)　事業推進係　054-221-1605

森林の土地を相続した場合(★)	【届出人】	新たに森林の土地の所有者となった方
	【備　考】	おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(詳細は 10 ページをご参照ください。)もしくは森林経営管理課へお問合せください。 ◆森林法第5条に該当する森林の相続が発生した場合 新たに森林の土地の所有者となった方は、所有者になった日から 90 日以内に「森林の土地の所有者届」を届出していただきます。 (森林法第5条の該当箇所については、静岡県森林クラウド公開システムで確認できます。)

戸籍管理課(15階)　霊園・斎場係　054-221-1297

愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園 の利用者(名義人)が死亡した場合 (墓地利用権承継申請)(★) ※死亡届出後、 戸籍管理課へお越しください。 申請書類をお渡しします。 ※清水大平山霊園はオンライン申請対象外	【届出人】	遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方
	【持ち物】	□　市営墓地利用権承継申請書 □　誓約書 □　利用者の個人情報及び債権管理に関する同意書 □　市営墓地利用許可証 □　承継者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載のあるもの) □　戸籍全部事項証明書(謄本) □　名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明書(謄本)又は除籍謄本 ※死亡診断書の写しなどでも可 □　承継者と名義人との関係がわかる戸籍 ※承継者の戸籍全部事項証明書で確認できる場合は不要 ※後日、提出または郵送していただきます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階地域総務課での手続きとなります。
市営納骨堂の期限付き利用者が死亡した場合 (納骨堂利用権承継申請)(★) ※死亡届出後、 戸籍管理課へお越しください。 申請書類をお渡しします。	【届出人】	遺族の中で、当該納骨堂に収蔵されている遺骨を中心となって祀っていくべき立場の方
	【持ち物】	□　納骨堂利用権承継申請書 □　利用者の個人情報及び債権管理に関する同意書 □　納骨堂期限付利用許可証 □　承継者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載のあるもの) □　戸籍全部事項証明書(謄本) □　名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明書(謄本)又は除籍謄本 ※死亡診断書の写しなどでも可 □　承継者と名義人との関係がわかる戸籍 ※承継者の戸籍全部事項証明書で確認できる場合は不要 ※後日、提出または郵送していただきます。

★：おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。詳細は 10 ページをご参照ください。

市民自治推進課(15階)	自治活動支援係　054-221-1265
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請者が死亡した場合	【届出人】 親族 【持ち物】 亡くなられた時期により手続きが異なりますので、市民自治推進課にお問合せください。
戦傷病者手帳を持っている人が死亡した場合	【届出人】 親族等の届出義務者 【持ち物】 □ 戦傷病者手帳を速やかに返還してください □ 未使用の乗車券引換証(ある人のみ) □ 届出者の本人確認書類

庁舎外

農業委員会事務局	農政係　054-266-7232 (葵区追手町6番2号　葵消防署6階)
農業者年金の受給者が死亡した場合(★)	・国民年金の手続き後、おくやみワンストップサービスから農業者年金死亡関係届出書の出力ができます。届出書は必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えてお近くの農協へ提出してください。(詳細は 10 ページをご参照ください。) ・ご不明な点等がありましたら農業委員会事務局【農政係 054-266-7232】へお問合せください。
農地を相続した場合(★)	・相続登記の完了後に、おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(詳細は 10 ページをご参照ください。) ・もしくは、農地法第3条の3の規定による届出書を書面で提出してください。 ・ご不明な点等がありましたら農業委員会事務局【農政係 054-266-7232】へお問合せください。

門屋浄水場 中山間地水道課	簡易水道施設係　054-207-9470 (葵区門屋 99　門屋浄水場)
死亡により市営簡易水道を使用しなくなった場合又は名義変更をする場合(★) 対象区域:井川、日向、坂ノ上	【届出人】 家族、親族(電話でも可)

動物愛護センター	静岡市葵区産女953番地 静岡市清水区役所2階 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	動物愛護第1係(葵区・駿河区)　054-278-6409 動物愛護第2係(清水区)　054-354-2403 蒲原支所地域振興係(清水区蒲原)　054-385-7730
犬の飼い主として登録してある人が死亡した場合(★)	電話連絡可(犬が死亡した場合も連絡して下さい。) ※マイクロチップが装着された犬の場合、市への連絡が不要になる場合があります。	

市立図書館各館				
図書館カードの交付を受けている人が死亡した場合(★) ※市外局番(054)	【届出人】 図書館カードを預かっている家族			
	【連絡先】 中央図書館	247−6711	北部図書館	653−1817
	御幸町図書館	251−1868	麻機分館	248−5035
	藁科図書館	278−4100	美和分館	296−6501
	南部図書館	288−2151	清水中央図書館	354−1331
	西奈図書館	265−2556	清水興津図書館	360−4311
	長田図書館	259−7878	蒲原図書館	388−3456

保健所 保健所総務課	疾病対策係　054-249-3177 (郵送可の場合の宛先) 〒420-0846　静岡市葵区城東町24番1号　静岡市保健所　保健所総務課
特定医療(指定難病)受給者が死亡した場合	窓口へ持参または郵送により特定医療(指定難病)受給者証を返納してください。
小児慢性特定疾病医療受給者が死した場合	窓口へ持参または郵送により小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を返納してください。
自立支援医療(育成医療)受給者が死亡した場合	窓口へ持参または郵送により自立支援医療受給者証(育成医療)を返納してください。
未熟児養育医療受給者が死亡した場合	窓口へ持参または郵送により養育医療券を返納してください。
被爆者健康手帳を持っている人が死亡した場合(葬祭料の申請)	【届出人】 家族または葬祭執行者 ※事前に担当までお問い合わせください。 【持ち物】 □ 被爆者健康手帳 □ 死亡診断書又は死体検案書 □ 葬祭を行ったことを判断できる書類(葬儀の案内等) □ 申請者の振込金融機関の口座番号のわかるもの □ 被爆者が手当てを受けている場合は手当証書等

★：おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。詳細は 10 ページをご参照ください。

おくやみワンストップサービスについて

静岡市では、死亡届の提出後に必要となる一部の手続き（※）を一度の申請でまとめて行える「おくやみワンストップサービス」を開始しました。マイナンバーカードで「静岡市ワンストップポータル」に登録すれば、オンラインで対象手続きの一括申請ができ、窓口に何度も行く負担が軽くなります。

※対象手続きは、4～9ページの「おくやみ手続きの概要と申請方法」にて「★」の記載がある手続きとなります。

■ご利用方法

①スマートフォンにて、下記の二次元コードから「静岡市ワンストップポータル」にアクセスし、アカウントを作成します。



※アカウントの作成には、ポケットサインアプリのインストールおよび、マイナンバーカードの読み取りが必要となります。

②ログイン後に表示される、「おくやみワンストップサービス」を選択します。



③申請画面の案内に従い、必要事項を入力の上、申請します。（※添付ファイルの登録が必要な手続きがある場合は、パソコンから「静岡市ワンストップポータル」にログインし、申請手続きを行うことを推奨いたします。）



④申請の審査が完了すると、「静岡市ワンストップポータル」に審査完了の通知が届きます。



※ポータルにて、メール及び市公式LINEから通知を受け取るように設定することも可能です。

■固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡した場合の手続きについて

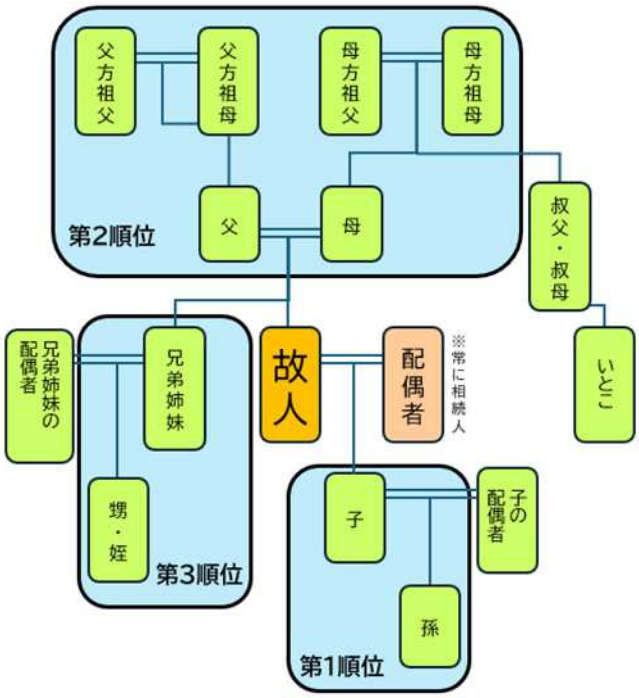
本手続きについては下記の二次元コードから個別にオンライン申請ができます。

相続人代表者になれる人とその順位

民法の規定により、相続人になれる人及びその順位が決められています。
第1順位の相続人がいる場合、原則第2順位の人が相続人になることはできません。
（例外：遺言書がある場合、第1順位の人が相続放棄をした場合　等）

常に相続人となる者　：配偶者
第1順位の相続人　：直系卑属（主として子、孫※1）
⬇
第2順位の相続人　：直系尊属（主として父母、祖父母※2 ）
⬇
第3順位の相続人　：兄弟姉妹（代襲は甥・姪まで※3）

※1　原則、子が死亡している場合に相続可能
※2：父母が死亡している場合のみ相続可能
※3：兄弟姉妹が死亡している場合のみ相続可能



納付義務者が死亡した場合、相続順位に従って親族が
相続人代表者となります。
相続人代表者は、亡くなられた人の未納保険料の納付義務と、
発生した場合の還付給付を受ける権利を相続します。

Q1. 窓口には喪主や相続人代表者が行かなければなりませんか？

A1. **窓口に来ていただくのはどなたでも構いません。**
ただし、喪主・相続人代表者それぞれの方の生年月日・住所・連絡先・振込先の口座情報が分かる状態でお越しください。
なお、給付金等を受け取る口座として、喪主・相続人代表者の方以外の口座を指定する場合は委任状が必要となります。※委任状の様式は任意です

Q2. 故人と相続人代表者の関係性が分かる資料（戸籍謄本）は必要ですか？

A2. **相続人代表者になる方が静岡市内に居住している（していた）場合は原則不要です。**
ただし、静岡市内に居住している（していた）方でも、亡くなられた方と一度も同じ世帯になったことがない場合や転出から数十年以上経過している場合は、必要となることがあります。
詳しくは区役所おくやみ窓口までお問合せください。

Q3. 本籍地は静岡市外ですが、戸籍謄本を静岡市で発行することはできますか？

A3. **可能です**（電子化されていない一部戸籍は除く）。
顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、各区役所戸籍住民課窓口までお越しください。
※第3順位以降の相続人、代理人の方は発行できません。

市(区)役所以外の主な手続き

【国・県等への手続き】

運転免許証の返還	静岡中央警察署 静岡南警察署 清水警察署 清水警察署　蒲原分庁舎 中部運転免許センター	054-250-0110 054-288-0110 054-366-0110 054-385-0277 054-272-2221
普通自動車・バイク(125 cc超)の 廃車・名義変更	静岡運輸支局 登録・検査担当	050-5540-2050
軽自動車の廃車・名義変更	軽自動車検査協会 静岡事務所	050-3816-1776
国税(所得税・相続税)	静岡税務署 清水税務署	054-252-8111 054-355-2360
県税	静岡財務事務所	054-286-9112
不動産登記	静岡地方法務局 静岡地方法務局 清水出張所	054-254-3555 054-351-4481
遺言書・相続放棄	静岡家庭裁判所	054-273-8768

【その他手続き】

厚生年金(遺族年金・未支給年金等)	静岡年金事務所(054-203-3707) 清水年金事務所(054-353-2233)
生命保険等の保険金請求等	加入している生命保険会社に お問い合わせください。
NHK 受信料	フリーダイヤル(0120-15-1515)
預貯金口座のお手続き	各金融機関にお問い合わせください。
クレジットカードの解約等	契約をしている会社に お問い合わせください。
電話(固定電話・携帯電話)	
電気・ガス料金等	
インターネットの解約等	

よくある質問

種別	No.	質問	回答
まず何をするか	1	亡くなったら、最初に何の手続きをしたらいいですか。	①死亡届を提出してください。(葬祭業者を利用する場合は、葬祭業者が死亡届を提出します。) ②葬儀が終わりましたら、おくやみ窓口にお越しください。
予約について	2	おくやみ窓口の利用には予約が必要ですか。	原則予約制です。 予約が難しい場合は予約なしでも受付可能ですが、混雑時は待ち時間が長くなる可能性があります。
	3	予約の方法を教えてください。	インターネットからのみ予約できます。 表紙の二次元コードを読み込み、予約してください。
	4	予約なしだとどのくらい待ちますか。	窓口の混雑具合により待ち時間は異なります。 すぐご案内できる場合もあれば、 1時間以上お待ちいただく場合もあります。
手続きについて	5	亡くなった後、いつから手続きできますか。	葬儀が終わった日以降にお越しください。
	6	いつまでに手続きしたらいいですか。	おくやみ窓口での受付には期限はありません。 ただし、長期に渡り手続きされない場合、各種給付等が受けられなくなる可能性があります。
	7	どこで手続きできますか。	住民票のあった区に関わらず、葵区・駿河区・清水区の各区役所で手続きができます。 ※駿河区役所では、税金関係(市民税・固定資産税)等の一部の手続きについては行っていません。
	8	窓口へは誰が行ったらいいですか。	おくやみ窓口内での手続きについては、必要書類がそろっている状態であればどなたでも手続き可能です。ただし、振込先の口座を喪主・相続人代表者以外の口座に指定する場合は、委任状が必要です。また個別の事情がある場合は、担当課まで問い合わせてください。
その他	9	世帯主変更の手続きが必要ですか。	死亡届が受理されていれば、 自動で変更されますので手続き不要です。 その後、世帯主を変更したい場合は戸籍住民課で手続きしてください。
	10	相続放棄はどうすればいいですか。	家庭裁判所に相談してください。 相続放棄後は、相続放棄申述受理通知書の写しをおくやみ窓口宛てに郵送してください。